

2023 年 11 月 7 日

各 位

東京都江東区東陽二丁目 4 番 38 号
株式会社 H C S ホールディングス
代表取締役社長 竹村 正宏

株式等売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社エル・ティー・エス（以下「エル・ティー・エス」といいます。）から、2023 年 10 月 24 日付で、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、当社の株主（エル・ティー・エス及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）をエル・ティー・エスに売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、第 1 回新株予約権に係る新株予約権者（エル・ティー・エス及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する第 1 回新株予約権の全部（以下「本売渡新株予約権」といいます。）を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）する旨の通知を受領し、同日開催の当社取締役会において本株式等売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、以下のとおり公告いたします。

（注）「第 1 回新株予約権」とは、2016 年 7 月 1 日付の当社取締役会決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は 2018 年 3 月 31 日から 2026 年 3 月 30 日まで）をいいます。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：株式会社エル・ティー・エス

住所：東京都港区元赤坂一丁目 3 番 13 号

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 1 号）

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号）

エル・ティー・エスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき 1,800 円の金銭を割当交付します。

4. 本新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

- （１） 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号イ）

該当事項はありません。

- （２） 本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して、本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号ロ及びハ）

エル・ティー・エスは、本売渡新株予約権者に対して、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡新株予約権 1 個につき 394,800 円の金銭を割当交付します。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2023 年 11 月 29 日

6. 本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

エル・ティー・エスは、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を、エル・ティー・エスが保有する現預金により支払うことを予定しております。

7. その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、2024 年 1 月 31 日までに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載若しくは記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は各本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付についてエル・ティー・エスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本売渡株式対価及び本新株予約権売渡対価の支払いを行うものとします。なお、かかる支払いに関する当社又はエル・ティー・エスから本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載若しくは記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は各本売渡株主若しくは本売渡新株予約権者が当社に通知した場所に宛ててすれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとします。

以 上